

平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成28年5月9日（月）午後6時30分から午後8時まで

場 所：京都市こどもみらい館 第1研修室

出席委員：安保千秋，安藤和彦，清水智，土江田雅史，藤木恵（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【佐川担当課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただく保育課担当課長の佐川と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただきますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から御挨拶申し上げます。

【上田保育課長】

保育課長の上田でございます。

本日は、お忙しいところ、委員の皆様のお出席をいただき、ありがとうございます。

また、皆様には、日頃から保育施策及び子育て支援施策の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、市営保育所の民間移管につきましては、これまで、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、2箇所の単独乳児保育所と、南区の2箇所の保育所の民間移管に取り組んでまいりました。

また、平成26年10月に策定しました「基本方針（改定版）」におきまして、平成29年度から3年間で6箇所の市営保育所の民間移管に取り組むこととしております。昨年度、移管先法人を選定いたしました錦林保育所と砂川保育所につきましては、本年4月から、移管先法人への引継ぎを開始しているところです。円滑に移管できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

今年度につきましては、平成30年度に移管予定の聚楽保育所及び山ノ本保育所の移管先を選定する予定としております。当部会の委員の皆様には、移管の実施に当たりまして、募集要項の策定から、移管先法人の選定に係る審査まで関わっていただくこととなります。移管の手続をはじめ、法人運営や、保育内容等について、御専門のお立場から、また利用者のお立場から十分に御審議いただけるものと考えております。

市営保育所の民間移管につきましては、入所されているお子様への影響や保護者の

皆様の御意見などに配慮し、よりよい形で移管を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議をお願い申し上げまして、平成28年度第1回の京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐川担当課長】

次に、今年度、本部会委員の改選及び子ども子育て会議の市民公募委員の野田委員の辞任に伴い、新たに委嘱されましたので、各委員より自己紹介をお願いしたいと思います。安保委員からよろしくお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

ありがとうございました。

なお、本部会の部会長につきましては、京都市子ども・子育て会議会長の指名により、安保委員に御就任いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

〔事務局自己紹介〕

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。1点目が『市営保育所の民間移管の状況について』、2点目が『平成28年度 審議スケジュール等』、3点目が『市営保育所の民間移管に関する意向調査について』、4点目が『市営保育所移管先法人等募集要項の主な変更点』、5点目が『平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）』、6点目に参考資料としまして、関係条例等を付けさせていただきます。不足等はありませんでしょうか。

本日の部会は、報告事項の後に、「今年度の審議スケジュール等について」及び、「平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）」について、御審議いただく予定でございます。それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」によりますと、第3条第4項に「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は特別委員がその職務を代理する」とあります。

私に万が一、事故があった場合に職務を代わって行っていただく委員をあらかじめ決めておくということですが、こちらは土江田委員をお願いしたいと思います。土江

田委員，よろしいでしょうか。

[土江田委員承諾]

ありがとうございます。それでは部会長の職務代理者は土江田委員ということで、よろしく申し上げます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

まず，報告事項についてですが，「市営保育所の民間保育園への移管の状況について」でございます。事務局から報告をお願いいたします。

【村上担当課長】

それでは，市営保育所の民間移管の状況について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

まず，平成26年度移管の「室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所」についてでございます。

「(1) 移管の経過」でございますが，室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所につきましては，平成26年4月に，移管先法人による運営を開始し，平成27年3月まで移管後の共同保育を行いました。また，三者協議会につきましては，今年2月まで実施してまいりました。

次に，「(2) 三者協議会の開催状況」についてでございます。

移管前の平成25年度から，表にありますとおり，園行事や保護者負担等，移管後の保育園の運営に関することについて協議を行ってまいりました。

2ページに主な協議内容として，具体的な保護者からの御意見と対応を記載しております。3歳児以降通園する保育園についての不安や，移管後に保育士が複数退職したこと等，移管後の運営等に関する課題について，三者協議会の中で話し合いを行ってまいりました。

両保育所においては，三者協議会で協議のうえ，平成27年度末で三者協議会を終了しましたが，「主な協議内容」の一番下にあるとおり，三者協議会終了後も園全体のことについて，保育園と保護者が直接話せる場があればよいとの保護者の御意見もあり，ひとつの保育園では二者での協議を今後も続けていかれることとなりました。

次に，「(3) 共同保育終了後の保育の状況確認」についてでございます。

共同保育は平成27年3月で終了しましたが，平成27年4月以降も，保育課の保育士資格のある担当課長が移管後の保育園を訪問し，子ども一人ひとりへの丁寧な関わりや一日の流れなど，共同保育の中で引き継いできたことが実践されていることを確認しました。

また，発達に応じたあそびの環境や，食事から午睡までの子どもの動き等について，子どもたちにとってより良くなるよう，移管先法人に助言するなどしました。

続きまして，「(4) 保護者アンケートの実施」についてでございます。

昨年6月に，移管後の子どもの様子や，保育内容，保育園運営等についての御意見をお聴きするため，保護者アンケートを実施しました。

平成27年3月から4月にかけての子どもの様子の変化について、共同保育が終了したことでなく、進級や職員の異動等、通常の保育園運営で生じる理由が多くありました。

また、回答者全員が、子どもが「クラス担任保育士に慣れ親しんでいる」、「保育園での生活を楽しんでいる」と回答し、保育園の運営や保育の内容についても、ほとんどの方が「満足・概ね満足」と回答しており、保護者や園児と保育園（担任保育士）との信頼関係ができていることが確認できました。

参考として、アンケート結果の概要を掲載していますので、御参照ください。

次に、4ページを御覧ください。平成27年度移管の「九条保育所及び吉祥院保育所」についてでございます。

「(1) 移管の経過」でございますが、九条保育所及び吉祥院保育所につきましては、平成27年4月に、移管先法人による運営を開始し、今年3月末まで共同保育を行ってまいりました。

次に、5ページの「(2) 三者協議会の開催状況」についてでございます。

移管前の平成26年度から、行事や給食に関する事等、移管後の運営等について協議を行ってまいりました。主な協議内容を記載しておりますが、行事につきましては、6ページの上二つにありますように、「民間保育園の良さを取り入れてほしい」等の要望があり、移管先法人から、「2年目以降、保護者の意見を聴きながら検討していく」と説明されたり、新たな行事に取り組みされるなどされました。また、健診の実施時期や、個人面談や家庭訪問の時期等、これまでと異なることについて保護者から質問や意見があり、市や法人から経緯等の説明を行うなど、民間移管に係る課題等について、協議を行ってきました。

27年度移管保育所につきましては、今後も継続して三者協議会を実施していくこととなっております。

次に、「(3) 共同保育に従事する本市職員の引上げ」についてでございます。

移管後の共同保育に従事する本市職員の引上げを、各保育園の引継ぎ状況に応じて実施しました。市職員の引上げについては、子どもの保育園での様子や引継ぎの状況により判断することとし、保護者アンケートを行ったうえで、三者協議会や保護者説明会で説明を行いましたが、保護者の中には、「市職員の引上げについて不安である」、「説明から引上げまでの期間が短い」等の御意見もございました。

続いて、「(4) 保護者アンケートの実施」についてでございます。

保護者の方へ移管後の子どもの様子や、保育内容、保育園運営等についてお聞きするため、保護者アンケートを行いました。

移管前後の子どもの様子の変化について、担任が変わったこと等により、変化があったとの回答がありましたが、保育園での子どもの様子については、ほとんどが「担任保育士に慣れ親しんでいる」「保育園での生活を楽しんでいる」という回答でありました。

また、保育園の運営、保育の内容等については、職員の保護者対応について、「市営のときに比べて、保育園での子どもの様子を聴くことができない」等の意見がありましたが、アンケート結果を受け、法人として改善に取り組んでいただくとともに、

共同保育の中でも改めて保護者対応について伝えることにより、その後のアンケートでは「よくなった」という意見が見られました。

参考としまして、昨年度実施しましたアンケートの結果を掲載しておりますので、後程御参照ください。

8 ページを御覧ください。

「3 今後の取組」についてでございます。

これまでの移管における取組状況を踏まえ、今後の移管について次のとおり取組を進めることとしています。

まず、1 点目、移管後の保育園運営や保育の内容に関して、保護者の意見を把握し、保育園運営や引継ぎにいかすための保護者アンケートの実施。

2 点目、引継ぎの進捗よく状況、市職員の保育への入り方等共同保育の状況についての三者協議会での報告。

3 点目、共同保育終了後の保育の実施状況等の確認と三者協議会での報告。

4 点目、移管先法人職員に対しまして、市営保育所の職員研修への積極的な参加の勧奨。

以上の4点については、今後とも取り組んでまいりたいと考えています。

次に、反省点・改善点でございます。

1 点目、運動会や生活発表会などの行事については、共同保育開始前の10月、12月に実施するため、移管前に十分に引き継ぐことができなかったことが反省点として挙げられます。このことを踏まえ、移管前に行事に向けた取組も含め十分に伝えられるよう、映像や写真等を用いて引継ぎを行っていきたいと考えております。

2 点目に、市職員の引上げについて、移管年度の初めに、保護者の方に対して職員を引き上げる基準やこれまでの移管保育所における引上げ時期等について説明するとともに、引き続き、共同保育の状況について、丁寧に説明し、職員引上げに係る保護者の不安の軽減を図りたいと考えております。

最後に、細かな部分について十分な引継ぎができておらず、例えば、虫刺されの際の保育園での対応等、以前と対応が違ふと保護者から御指摘があったり、健診の実施状況等、基本事項の遵守状況についての確認が不足していた部分がありましたので、今後、基本事項の遵守状況や保育内容、運営等について、細かな部分についても確認を徹底していきたいと考えております。

移管の状況についての御報告は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について御質問・御意見等ございますでしょうか。

【安保部会長】

保護者アンケートの回答率はどのくらいでしょうか。

【村上担当課長】

保育園によって異なりますが、5割程度から、中には80%を超える回答をいただいている保育所もございます。

【土江田委員】

26年度移管の三者協議会において協議された内容について、27年度以降の移管に影響するような協議内容や改善内容はあったのでしょうか。あったのであれば、27年度移管の三者協議会での報告等はされたのでしょうか。

たとえば、26年度移管の三者協議会の終了後も、保育園と保護者が直接話せる場があればよいとの御要望があり、保育園と保護者の二者での協議会を設けることにされたようですが、そのような事例について他の三者協議会にも適用したことはあったのでしょうか。

【村上担当課長】

26年度移管の保育所につきましては、昨年度が「当分の間」の最終年度であり、三者協議会につきましても、昨年度末で一旦終了することになっておりました。三者の協議において延長の希望があれば延長することも可能でありましたが、保護者の方は、三者協議会を通して、保護者と法人が直接話す機会ができて良かったとおっしゃっておられ、法人の方も良い機会であったと感じておられたため、三者合意のうえ、26年度移管の三者協議会については終了しました。

27年度移管の保育所につきましては、「当分の間」がまだ続いておりますので、京都市が入って三者協議会を継続し、保育園の運営状況等を確認してまいります。なお、27年度末で市職員が引き上げ、今年度から法人のみによる運営になっておりますが、三者協議会については、これまで概ね2か月に1回開催していましたが、基本は四半期ごとに開催し、必要であれば状況に応じて開催する形に変更しております。

【土江田委員】

過去の議論の内容や協議の事例については、今後の三者協議会において活用できるように引き継いでいただく方が良いと思います。

【村上担当課長】

承知しました。

【安保部会長】

その他、御質問等ないようですので、報告事項については以上といたします。今後報告すべき事項が生じた場合は、その都度報告ください。

続きまして、議題に入りまして、「今年度の審議スケジュール等」についてでございます。事務局から説明をお願いします。

【村上担当課長】

それでは、今年度のスケジュールについて説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

今年度のスケジュールについてでございますが、左の列が本市の主なスケジュール、右の列が本部会の審議スケジュールとなっております。

まず、本日の第1回の選定部会から、募集要項案に係る審議をお願いしたいと考えております。5月の「主なスケジュール」欄に書いております「民間移管意向調査」につきましては、本日資料3として添付させていただいておりますが、市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園に対して、民間移管の受入れに関する調査を行う予定としております。また、今月中に移管対象予定保育所の保護者の方へ、募集要項案についての説明会を実施する予定です。

その後、6月上旬に第2回選定部会を開催し、移管対象保育所の保護者の方に御出席していただき、意見聴取を行いたいと考えております。

第3回選定部会では、募集要項案について、最終的な審議を行っていただきたいと考えております。

選定部会と並行して、委員の皆さまには、6月から7月の間に移管対象保育所を実際に視察していただく予定でございます。

その後、6月下旬から7月上旬に移管先法人等の募集を開始し、8月上旬から中旬まで約1箇月半を募集期間とすることとしております。

8月から10月にかけては、応募のあった法人等の審査を実施していただき、10月下旬に移管先候補者の選定を予定しております。

今年度の審議スケジュール等については、以上でございます。

続きまして、資料3についても御説明させていただきます。

聚楽保育所、山ノ本保育所につきまして、移管を受ける意向の有無等について、市内の全民間保育園、認定こども園、私立幼稚園に対して調査を実施いたします。

裏面を御覧ください。

①で、聚楽保育所、山ノ本保育所それぞれについて「移管を受ける意向」「移管後の運営形態」についてお尋ねしています。②で、移管に関して知りたい点を具体的にお尋ねしています。③で、その他、移管に際しての積極的な提案があれば記載していただくこととしております。

調査結果につきましては、次回の選定部会で御報告したいと考えております。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございます。清水委員は初めての選定部会ですが、スケジュールについて分からない点はございますか。

【清水委員】

いえ、ございません。

【安保部会長】

事前に聚楽保育所保護者会から要望書をいただいております。要望の趣旨によると、市営保育所における独自サービスの見直しについて、結論が出るまでは選定部会の審議等の手続きを停止していただきたいと記載されております。

この点につきまして、選定部会の審議に関わりがあるのかどうか判断するため、まずは、市営保育所における独自サービスの見直しについて市の方から御説明いただけますでしょうか。

【村上担当課長】

独自サービスの見直しについてでございますが、公・民の格差が生じている実情を踏まえ、平成20年度から実施してきているものでございます。その過程において、直近では平成23年度に布おむつの提供を廃止しております。その際に並行して午睡用布団の提供廃止についても議論しており、社会福祉審議会でも報告させていただいております。以上のような経過を踏まえ、先月の各保育所の保護者説明会におきまして、各保育所長から独自サービスの見直しを平成29年度から実施させていただくことを案内させていただいております。

見直しの内容につきましては、ただ今御説明させていただきました午睡用布団の保育所からの提供を廃止し、保護者負担をお願いします。次に、所外保育における交通料金につきましては、観光バスを廃止し、公共交通機関は実費負担をお願いします。さらに、年長における合同音楽鑑賞会と合同人形劇鑑賞会を実施していましたが、合同の実施を廃止します。これまで、各保育所においても音楽鑑賞会や人形劇鑑賞会を実施しており、合同での実施を廃止する趣旨でございます。

【安保部会長】

独自サービスの見直しは全市営保育所が対象ですか。

【村上担当課長】

そのとおりです。全市営保育所で予定しております。

【安保部会長】

聚楽保育所保護者会からは、京都市に対しても要望が出ているのでしょうか。

【村上担当課長】

京都市には、「市営保育所における独自サービスの見直しについて」に関する緊急抗議および要請をいただいております。

【安保部会長】

これまでの募集要項においても、市営保育所の費用負担以上のものは求めないとしてきましたので、市営保育所自体の費用負担の見直しについては、選定部会での審議事項ではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

29年度時点のサービスを基準に募集するのですか。それとも現時点でのサービスを基準に募集するのでしょうか。

【村上担当課長】

現時点のサービスを基準にさせていただきますが、募集の際は、京都市の方向性を示させていただき予定であり、見直しの状況についても記載させていただきます。29年度に保護者負担となるものにつきましては、30年度移管の保育所は市営保育所と同等に求めることができます。それ以上の保護者負担を求める場合は、三者協議会での審議事項となります。昨年度移管先を選定いただいた2箇所の保育所につきましても、市と同等の保護者負担を求めることができることになっておりますので、市営保育所における独自サービスの見直し以降、同等の保護者負担を求めることができるようになります。

【土江田委員】

説明いただいたとおりに募集するのであれば、独自サービスの見直しについては、選定部会の手続きを停止するものではないと考えます。

【安藤委員】

本部会の役割は、移管先の選定です。今回の独自サービスの見直しについては、市営保育所の問題であり、京都市において解決されるべきものです。本部会では、移管先の選定を進めるべきであると思います。

【藤木委員】

同意見です。

【清水委員】

移管先選定部会ですので、費用負担は別問題であると考えます。

【安保部会長】

募集要項においては、市営保育所の費用負担以上のものを求めないとしているので、それ以上のことについては、本部会での審議事項ではございませんので、今年度の審議スケジュールについては京都市から提案のあったスケジュールで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の二つ目「平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項(案)」について、事務局から説明をお願いします。

【村上担当課長】

それでは、資料4の「京都市営保育所移管先法人等募集要項」の主な変更点及び資

料5の平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）につきまして説明させていただきます。

今年度は、昨年度に錦林保育所，砂川保育所の移管先を募集した際の募集要項を基に，募集要項案を作成しております。

資料4を御覧ください。平成27年度の募集要項からの主な変更点を御説明させていただきます。資料5の該当箇所も併せて御覧いただきます。

まず，別表「施設の概要」についてでございます。資料5につきましては，6ページを御覧ください。

今回から新たに「3 クラス編成」を追加しております。クラス編成が分かるように明記いたしました。

次に，「移管後の運営に係る基本事項」についてでございます。

1点目の「I 保育所運営等」の「2 職員について」でございます。資料5は16ページが一番下を御覧ください。

「職員の育成」の項目に，「共同保育期間においては，市が指定する市営保育所職員研修等に出席すること」を追加しております。

2点目の「II 保育内容等」の「障害児保育」についてでございます。資料5は17ページの真ん中少し下，「障害児保育」の2つ目を御覧ください。「市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに，卒園または退園までの保育を保障すること」としており，これまで市営保育所で行ってきた障害児保育の内容についても保障することを明確にいたしました。

3点目の「保護者に求める費用負担の内訳」につきましては，資料5は19ページを御覧ください。先ほど御説明させていただきました独自サービスの見直しについて，その内容が分かるよう，（参考）のあとに記載しております。

続きまして，「書面審査」についてでございます。

まず，審査項目の「4 事故及び不祥事」についてでございます。資料5は12ページを御覧ください。

事故等の有無だけでなく，発生後の対応についても審査対象であることを明確にするため，審査基準に「事故発生後の対応は適切か」という文言を追記しております。

次は，審査項目の「9 外部評価」についてでございます。資料5の47ページ「1 第三者評価等の外部評価の受審について」を御覧ください。

外部評価を受審していない場合，具体的に受審予定があるかどうかを確認できるようにしております。

続きまして，資料4の2ページを御覧ください。

審査項目「12 人材育成」についてでございます。資料5は12ページを御覧ください。

保育の質の向上，職員の育成を目的として，適切に研修が行われているかを評価するため，審査基準を「研修の実施により，保育の質の向上，職員の育成に取り組んでいるか」に見直しました。

次は，「31 職員の配置計画」についてでございます。

まず，審査基準につきまして，「職員確保の方策が具体的に示されているか」を追

加しました。

資料5の79ページを御覧ください。

一番上の注意書きについてですが、現在の当該保育所の障害のある子どもも含めた児童の受入れ状況も踏まえた職員配置計画としてもらうよう、文言を追加しております。

次に、記載していただく内容についてですが、資料5は80ページを御覧ください。

5として、移管前の共同保育期間及び移管後、どのような考え方にに基づき、どのような職員を配置するのか、また、その職員をどのように確保するのかを具体的に記入してもらうよう、記載項目を追加しております。

次に、資料4にお戻りいただきまして、「40 緊急時の対応」についてでございます。資料5は91ページを御覧ください。

特にアレルギー対応やプール事故発生時の対応について、しっかりと確認する必要があるため、添付書類として「アレルギー対応に関するマニュアル」と「プール事故発生時の対応に関するマニュアル」を追加しております。

次に「42 衛生管理」についてでございます。

審査基準として、マニュアルの整備状況を追加しています。

資料4の3ページを御覧ください。資料5につきましては94ページを御覧ください。

1として、マニュアルの作成状況を確認する項目を追加しております。また、2、3の記載事項につきましては、「衛生管理対策等の考え方」、「今後行う予定の取組」と変更しております。

また、この項目につきましては、昨年度までは実地審査でも付点していましたが、今回から、書面審査で付点する項目とすることを考えております。

次に、「44 団体のPR」についてでございます。

保護者の要望等を踏まえたPR内容について評価することを明確にするため、これまでは審査基準を明確にしておりませんでした。が、「移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されているか」と審査基準を追加しております。

最後に、「実地審査」についてでございます。資料5の15ページを御覧ください。

「3 人権の尊重」の(1)についてでございます。

言葉遣いだけでなく、子どもへの接し方についても確認することを明確にするため、審査項目を「保育中の子どもへの接し方、呼び方、叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか」に変更しております。

資料5の110ページを御覧ください。

個別の審査項目の1つ目、2つ目に、言葉遣いや言葉掛けだけでなく、子どもへの接し方についても確認するよう、文言を追加しております。

募集要項の主な変更点は以上でございます。

続きまして、募集要項の変更点以外の部分について、御説明いたします。

資料5の1ページを御覧ください。

まず、「1 申請の資格」につきましては、京都市内において認可保育所、認定こ

ども園又は認可幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人等であること、としております。(2)から(6)につきましては、法人の基本的な適格性に関する条件でございますが、個々の読み上げは割愛させていただきます。

次に、「2 選定の手順」でございますが、こちらは先ほどスケジュールとして御説明をさせていただいたとおりです。

※部分ですが、1点目に「申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすること」があること、2点目に「申請者が多数の場合は、第一次審査(書面審査)の結果により、第二次審査対象者を選考すること」があること、3点目に、2行目ですが「審査の結果、該当者なしとする場合」があることを記載しております。

次に、「3 申請手続き」でございます。

こちらは、具体的な申請方法等について記載しております。

次に、3ページの「4 移管先候補者の選定等」でございます。

「(1) 移管先候補者の選定方法」でございますが、移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。なお、審査の結果、該当者なしとする場合がございます。

「ア 第一次審査(書面審査)」は、「書面審査の項目及び基準」に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

審査項目(大項目)の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。

「イ 第二次審査(実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査)」ですが、実地審査の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、第一次審査の評価点を補正し、合計の得点(150点満点)をもって、申請者の総合得点とします。

「(2) 審査結果」につきましては、移管先候補者の選定は、平成28年10月下旬を予定しております。

「(3) 移管先候補者の選定等の公表」につきましては、移管先候補者の選定後、申請の概況や審査内容の概要等について公表するとしております。

「(4) 市会の議決に係る事項」につきましては、移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。

次に、4ページの「5 移管に係る基本的事項」でございます。

「(1) 財産の引継ぎ」についてでございます。「ア 土地」につきましては、有償での貸付けとします。貸付料については、移管開始後6年間は、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1/4とします。減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることとします。

「イ 建物」については、有償での譲渡又は貸付とします。譲渡額、貸付額につい

ては、それぞれ補助、減免をすることとしております。

「ウ 備品」については、有償での譲渡としています。

なお、土地貸付料等については、現在算定中でございます。

続きまして、「(2) 業務の引継ぎ・共同保育」でございます。「イ 実施方法」を御覧ください。

移管前の29年度は、4月から12月まで引継ぎを行います。移管先法人から施設長予定者と主任保育士予定者を週1回、10月からは主任保育士予定者を週5回派遣していただき、引継ぎを行います。

30年1月からは、園長、主任保育士予定者に加え、担任予定者と調理員予定者に、原則週5日来ていただき、共同保育を実施する予定です。

「(イ) 移管後」の30年度は、移管前の市営保育所の副所長と担任が移管後の保育園に残り、必要な日数、共同保育をすることとしています。

次に「(3) 三者協議会」でございます。児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう、平成29年4月から、入所児童の保護者、行政及び移管先法人等による三者協議会を開催します。

次に、「7 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

移管後の運営については、別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。

また、移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があるとしております。

「基本事項」の内容について、御説明いたします。16ページを御覧ください。

まず、「1 保育所運営」についてですが、「定員・運営」について、「保育所又は認定こども園として運営すること」とし、就学前までの6年間を見通した保育を実施すること、移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこととしております。

その他、開所時間、休園日、乳児保育等、現在の市営保育所の実施内容を維持することを求めています。また、費用負担につきましては、先ほど、変更点の中で御説明させていただいたとおりです。

「2 職員について」ですが、職員数は、本市の基準に基づく保育士等を確保すること、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することとしております。施設長については専任とし、社会福祉事業の経験15年以上、うち認可保育所経験3年以上、認可保育所での保育経験12年以上、社会福祉事業の経験10年以上、うち認可保育所施設長3年以上のいずれかを満たすこととしております。

保育士については、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を2人以上（うち1人は乳児保育経験のある者、保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上を確保することとしております。

その他、先ほど御説明させていただきましたとおり、「職員の育成」として、共同保育期間においては、市が指定する市営保育所職員研修等に出席すること、その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこととしております。

17ページを御覧ください。「3 その他」でございますが、第三者評価の受審や三者協議会の設置等について記載しております。

「Ⅱ 保育内容等」についてでございますが、保育内容全般としまして、「保育所保育指針に沿いながら、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止めて、主体としての心を育てることを大切にする保育）を尊重し、保育運営を行うこと」としております。

「障害児保育」につきましては、「京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を実施すること」、また、先ほど御説明させていただきましたが、「現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒園又は退園までの保育を保障すること」としております。

「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましては、「アレルギーのある子ども、障害児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること」としております。

行事につきましては、「現在の行事（数、種目、内容等）を維持すること」、宗教的な保育につきましては、「当分の間は、宗教的な行為や行事は行わないこと」としております。

「給食・調理」につきましては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと」、「自園の調理室において調理した給食を提供すること」等としております。

最後に、「子育て支援事業」については、園庭開放等の地域子育て支援事業を実施することとしております。

別添として、現在の市営保育所での取組内容等が分かるよう「児童受入実績」「保護者に求める費用負担の内訳」「市営保育所で実施している検診等」「三者協議会について」「年間行事予定」の資料をつけることとしております。

「移管後の運営に係る基本事項」については以上でございます。

次に、34ページを御覧ください。

こちらが、書面審査の様式となっております。37ページの様式1から59ページの様式21までが、申請団体の運営実績や現在運営している保育園の状況等についての審査項目となっております。

60ページの様式22から98ページの様式44までが、移管後の保育園の運営に係る事業計画についての審査項目となっております。

なお、書面審査の項目及び基準、項目ごとの係数の一覧は、12ページ、13ページに記載しております。

続いて、99ページを御覧ください。ここからが実地審査書類となっております。こちらは、申請者に、自己評価したものを提出していただき、実際に施設を訪問し、内容を確認するものでございます。

なお、本日は添付しておりませんが、募集要項には「市営保育所 保育のガイドライン」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」、「保護者のペ

ージ」を添付する予定です。

募集要項についての説明は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございました。ただ今説明のあった募集要項案について御質問等はありませんでしょうか。

【安保部会長】

90・91ページの「緊急時の対応」について、添付書類としてアレルギー対応に関するマニュアルとプール事故発生時の対応に関するマニュアルを追加していただいておりますが、記載していただく内容について、「緊急時の対応」、「事故防止」、「災害対策」の項目で重複して書かれている場合があるので、例えばこういうことを書いてください、と具体的に例示しておいた方が、こちらが確認したい内容を記載してもらえるのではないのでしょうか。

【村上担当課長】

こちらの意図することが伝わるように、例示の形式で検討させていただきます。

【安藤委員】

「31 職員の配置計画」において、具体的に記入していただけるように記載事項を追加されていますが、やはりどこまで具体的に記入いただけるか不安があります。

他都市において、選定したにもかかわらず、人材を確保できずにキャンセルされるという事態が発生していますので、より具体的に記入していただけるようにすることは良いと思います。

【村上担当課長】

この項目については、重要な要素であると考えており、これまでは具体的に記入していただく様式はありませんでしたが、細かく記入していただく様式に変更し、審査をしていただきたいと考えております。

【安保部会長】

共同保育期間中の職員研修について、市営保育所職員研修等に出席することとされていますが、全員に参加を求めるとはでしょうか。

【村上担当課長】

市営保育所職員研修は、階層別や障害児保育等分野別の研修を実施しており、各市営保育所から対象となる職員が参加しております。基本的に同様の参加を求めることになりますが、共同保育期間中につきましては、京都市の職員がおりますので、保育の体制が十分に整っている場合は、可能な人数に参加いただくこととなります。

【安保部会長】

17ページの「障害児保育」について、「市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒園または退園までの保育を保障すること」とされていますが、この内容について藤木委員から何か御意見はございますか。

【藤木委員】

具体的な取組を引き継ぐことが明示されており、保育の保障がされるので保護者の方も安心されると思います。

【藤木委員】

宗教食の配慮については、審査するのでしょうか。

【村上担当課長】

71ページの「配慮が必要な児童への対応①（給食）」において、宗教食への対応を記入する項目があり、そちらで審査することとしています。

【清水委員】

110ページの実地審査における「接し方」は、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

【佐川担当課長】

子どもに関わる際の配慮等になります。

以前の要項では、言葉遣いのみの記載でしたが、子どもを思いやる配慮や態度を評価するために追記しています。

【土江田委員】

言葉遣いだけでなく、実際の態度や言動を実地審査において審査するものですね。

【藤木委員】

募集要項に添付する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」は、実際にどのように利用するのでしょうか。

【村上担当課長】

4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に対応するため、京都市が今年1月に策定したもので、障害のある子どもへの配慮等についても引き継いでいただくため、対応要領を添付して保育の中で活用いただくものでございます。

【藤木委員】

移管対象保育所だけでなく全保育所に配布していただきたいです。

【村上担当課長】

全市営保育所に配布させていただきます。

【安保部会長】

13ページの「44 団体のPR」について、「移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されている」という点を審査するのであれば、提出する様式にも審査基準を明記しておく方が良いと思います。

【村上担当課長】

承知しました。

PRすべき内容が分かるよう様式に明記します。

【土江田委員】

外部評価について、前回、法人自体は受けたことがあるが、実地審査を行った保育園は受けたことがなかったという事例があったように記憶しています。

保育事業や幼稚園事業として、外部評価を受けたかを確認した方が良いのでしょうか。

【村上担当課長】

同内容の事業でないと、評価が難しいので検討させていただきます。

【安藤委員】

事業ごとに評価基準が違うので、「保育事業についての外部評価」と明記した方が良いと思います。

【安保部会長】

外部評価については、「保育事業について」という文言を追記していただく方が良いという御意見ですので、検討していただきたいのですが、その他の外部評価を受審している場合は、参考として添付していただくような形式にはいかがでしょうか。

【村上担当課長】

承知しました。

【安藤委員】

幼稚園も第三者評価を受けることは可能なのでしょうか。

【村上担当課長】

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の第三者評価では、幼稚園は対象になっていませんが、他の第三者評価を受審している場合がありますので、その場合は

結果を添付していただくようにしたいと思います。

【土江田委員】

項目の中に、外部評価の対象事業を明記した方が良いと思います。

【清水委員】

107ページに「乳幼児突然死症候群に対する対策を行っている。」という項目がありますが、当然、必ず行わなければならないものではないでしょうか。そうであれば審査項目には不要ではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

【村上担当課長】

対策は各保育所において実施することとされているものですが、対策がされていることをきちんと確認するため審査項目としています。

【安保部会長】

この点については、88ページの書面審査の事故防止の項目においても確認し、改めて実地審査で確認するという手順をとっており、確認漏れのないようにしています。

【安保部会長】

本日は、募集要項の主な変更点を確認していただきました。最終は第3回の選定部会で決定する予定ですが、次回までに、再度要項案に目を通しておいていただきたいと思います。清水委員にはおかれましては、募集要項の質問事項等が分かりやすいかどうかという視点でも確認をお願いします。事務局においては、本日の意見を踏まえて修正をお願いします。

次回の選定部会では、本日の意見を踏まえた募集要項案について保護者の方から御意見をいただきたいと思います。

それでは、他に御意見等がないようでしたら、本日の部会はこれを持ちまして終了させていただきます。事務局に進行をお返しいたします。

【佐川担当課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。